川崎市立図書館持ち込み電子機器等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立図書館(以下「図書館」という。)に図書館利用者(以下「利用者」という。)が、その所有する電子機器等を持ち込んで使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的と使用場所)

第2条 利用者は、持ち込んだ電子機器等(以下「持ち込み機器」という。)を学習又は調査研究等の目的で使用する場合に限り、館長が指定する席において使用することができる。

(持ち込み機器の制限および設定)

- 第3条 利用者が使用できる持ち込み機器は、別表1に定めるものに限る。
- 2 持ち込み機器の使用に係る設定等は利用者自身が行うものとし、図書館の職員はその設定や操作方法等についての問合せには対応しない。

(利用者の遵守事項及び制限)

- 第4条 利用者は、持ち込み機器の使用において関係法令を遵守しなければならない。
- 2 利用者は、持ち込み機器の使用において、他の利用者の迷惑となる行為及び図書館の 利用にふさわしくない行為をしてはならない。
- 3 原則として電源は、利用者が用意するものとする。ただし、別表2に掲げる館においては、館長が許可する範囲において電源を使用することができる。
- 4 利用者は、持ち込み機器の使用において図書館の職員の指示に従わなければならない。
- 5 利用者が上記4項の規定に従わなかった場合、館長は、館内での当該持ち込み機器の 使用を禁止することができる。

(利用者の責任)

第5条 持ち込み機器については、利用者の責任において管理し、図書館は、その紛失又は破損等について一切の責任を負わない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

(附則)

この要綱は平成25年4月1日から施行する

別表1 持ち込み使用できる電子機器

ノート型パーソナルコンピュータワードプロセッサ携帯情報端末電子卓上計算機電子辞書

別表2 電源を使用することができる館

川崎図書館	
中原図書館	
宮前図書館	